

新潟県公安委員会規則第6号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年4月24日

新潟県公安委員会

委員長 櫻井 香子

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

第1条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則（平成23年新潟県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この細則は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令（昭和60年総理府令第1号）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号。<u>以下「施行規則」という。</u>）、風俗環境浄化協会に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第3号）、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）及び新潟県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年新潟県条例第72号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第11条 （略）</p> <p><u>（風俗営業者に対する聴聞決定予定日通知書の交付）</u></p> <p>第11条の2 <u>施行規則第6条の4第2項の規定による聴聞決定予定日を記載した通知書の交付は、別記様式第13号により行うものとする。</u></p> <p><u>（特定遊興飲食店営業者に対する聴聞決定予定日通知書の交付）</u></p> <p>第11条の3 <u>施行規則第74条の3において準用する第6条の4第2項の規定による聴聞決定予定日を記載した通知書の交付は、別記様式第14号により行うものとする。</u></p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この細則は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令（昭和60年総理府令第1号）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）、風俗環境浄化協会に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第3号）、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）及び新潟県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年新潟県条例第72号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第11条 （略）</p>

第2条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則の別記様式第12号の次に次の2様式を加える。

第 号

聴聞決定予定日通知書

年 月 日に風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）第37条第2項に基づく立入りを実施した下記営業所に係る聴聞決定予定日（当該立入りの結果に基づき法第26条第1項の規定による風俗営業の許可の取消処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日）を以下のとおり通知する。

年 月 日

殿

新潟県公安委員会 印

営業所の名称	
営業所の所在地	
聴聞決定予定日	年 月 日

備考 法第4条第1項第8号ロの規定により、上記の聴聞決定予定日までの間に許可証の返納をした場合（風俗営業の廃止について相当な理由がある場合を除く。）、当該返納の日から起算して5年を経過するまで風俗営業の許可を取得できないこととなります。

第 号

聴聞決定予定日通知書

年 月 日に風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）第37条第2項に基づく立入りを実施した下記営業所に係る聴聞決定予定日（当該立入りの結果に基づき法第31条の25第1項の規定による特定遊興飲食店営業の許可の取消処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日）を以下のとおり通知する。

年 月 日

殿

新潟県公安委員会 印

営業所の名称	
営業所の所在地	
聴聞決定予定日	年 月 日

備考 法第31条の23において準用する法第4条第1項第8号ロの規定により、上記の聴聞決定予定日までの間に許可証の返納をした場合（特定遊興飲食店営業の廃止について相当な理由がある場合を除く。）、当該返納の日から起算して5年を経過するまで特定遊興飲食店営業の許可を取得できないこととなります。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。